

---

平成30年 第3回（定例）須恵町議会会議録（第1日）

平成30年9月4日（火曜日）

---

議事日程（第1号）

平成30年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第53号 平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第54号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第55号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第56号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第57号 平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第58号 平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 11 議案第59号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第 12 議案第60号 須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第61号 須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程第 14 議案第62号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第63号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第64号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第65号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 18 議案第66号 自治功労者の推戴について
- 日程第 19 議案第67号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 20 議案第68号 平成30年度須恵町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 21 議案第69号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 22 議案第70号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 日程第23 報告第2号 平成29年度須恵町健全化判断比率の報告について  
日程第24 報告第3号 平成29年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について  
日程第25 質問第1号 人権擁護委員の推薦について  
日程第26 質問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定について  
日程第2 会議録署名議員の指名  
日程第3 町長諸報告  
日程第4 議会報告  
日程第5 議案第53号 平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第6 議案第54号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第7 議案第55号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第8 議案第56号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第9 議案第57号 平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第10 議案第58号 平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定について  
日程第11 議案第59号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について  
日程第12 議案第60号 須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定について  
日程第13 議案第61号 須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について  
日程第14 議案第62号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第15 議案第63号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第16 議案第64号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第17 議案第65号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第18 議案第66号 自治功労者の推戴について  
日程第19 議案第67号 須恵町教育委員会委員の任命について  
日程第20 議案第68号 平成30年度須恵町一般会計補正予算（第3号）

- 日程第21 議案第69号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
 日程第22 議案第70号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 日程第23 報告第2号 平成29年度須恵町健全化判断比率の報告について  
 日程第24 報告第3号 平成29年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について  
 日程第25 質問第1号 人権擁護委員の推薦について  
 日程第26 質問第2号 人権擁護委員の推薦について

---

出席議員（14名）

1番	児玉求	2番	世利孝志
3番	白水勝元	5番	三角栄重
6番	田ノ上真	7番	松山力弥
8番	猪谷繁幸	9番	田原重美
10番	合屋伸好	11番	原野敏彦
12番	三上政義	13番	柴田真人
14番	今村桂子	15番	三角良人

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稻永修司
教育長	安河内文彦	健康福祉課理事	小林はつみ
総務課長	梅野猛	子ども教育課長	御手洗文生
税務課長	合屋浩二	地域振興課長	稻永勝章
都市整備課長	甲木圭二	住民課長	合屋真由美
上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平山幸治
社会教育課長	吉川聰士	会計管理者	今泉俊裕
総務課課長補佐	諸石豊	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。台風21号は、それよったごたあですが、ことしは台風の数が非常に多いようで、福岡のほうには、まだ寄っていませんけど、寄っていないおかげで雨が少なく、池の水が干上がりよるごたあですね。じゃけ、もう少しすると、水道関係に問題が出てくるんじゃないかなと思います。

ただ、議員としての災害防災マニュアルをつくっていますんで、6月当初本会議でも申しましたけど、読んでいない方がおってありました。無駄のない議員として行動してもらいたいと思いますんで、よろしくお願ひします。

開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があつておつり、許可したいと思いますので、よろしくお願ひします。

ただいまから、平成30年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議会運営委員長（原野 敏彦） おはようございます。

平成30年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

8月29日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成30年第3回定例会の運営について協議検討いたしました。

今回提出された議案は18件、報告2件、諮問2件、請願1件で、ほかに町長諸報告5件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

委員会付託につきましては、決算審査特別委員会6件、予算審査特別委員会1件、総務建設産業委員会3件、文教厚生委員会6件で、決算認定に伴う議案第53号から議案第58号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題といたします。

議案第65号、議案第67号の人事案件は、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

なお、議案第66号につきましては、申し合わせにより、総務建設産業委員会に付託します。

会期は、本日9月4日から14日までの11日間としております。

次に、日程についてですが、10日午前9時より一般質問、終了後、全員協議会、11日、各常任委員会前に、午前9時より工事現場視察を行います。14日、最終本会議終了後に、広報特別委員会を開催いたします。

以上をもって、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を本日から9月14日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月14日までの11日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番議員、6番議員を指名します。

---

### 日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 9月本会議を招集しましたところ、議員各位全員参加のもと、当初本会議を迎えることを心から感謝申し上げます。

それでは、5件、ちょっと長くなるかもしれませんけども、町長報告をさせていただきます。

#### 平成29年度一般会計決算について

まず初めに、平成29年度の一般会計決算についてでございます。

平成29年度一般会計決算につきましては、歳入総額88億4,149万9,620円に対しまして、歳出総額は85億183万5,156円、歳入歳出差し引き額は3億3,966万4,464円でございます。前年度決算額に対しまして、歳入は1.6%、歳出は1.8%の減となっております。

財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましては、88.6%から86.7%へ、1.9ポイント改善したわけでございますが、これは経常一般財源収入の町税の増や、支出では一部事務組合の負担金の減などが経常収支比率の改善の大きな原因であると考えております。

では、具体的に歳入から申し上げます。

町の自主財源の約7割を占めております町税でございますが、29億4,704万円となっております。主に、人口の増加に伴う納税義務者の増加、及び給与所得など合計所得の増加などにより税収が伸びており、町税全体では2.9%の増となっております。

次に、本町予算の約2割を占めます地方交付税は19億4,539万円でございます。率にいたしまして、2.7%の減となっております。人口や事業所等の増加により町税収が増加したため、交付税が減額になったものと分析しております。

次に、歳出でございます。

まず、人件費ですが、12億3,703万円。3,084万円の増額でございます。率にいたし

まして、2.6%の増でございます。

職員数につきましては、28年度末の退職者が8名、29年度の採用は、一般事務8名、保育士2名、再任用5名の計15名で、7名の増となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、7億6,590万円。アザレア幼稚園の建設や文化会館空調更新工事など大きな事業が終了しましたので、対前年度より32.6%の減でございます。

平成29年度の主な事業としましては、補助事業では、須恵東中学校の大規模改造、城山団地の道路改良のほか、第三学童保育所の施設整備などを施工いたしました。単独事業では、城山防災会館建設のほか、旅石地区水路改良工事などを行いました。

次に、繰出金でございます。

平成29年度の特別会計への繰出金は12億3,841万円で、4,119万円の増額でございます。率にしまして、3.4%の増でございます。

主なものといたしましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ約6億7,116万円、公共下水道事業特別会計へ約2億6,849万円、介護保険事業へ約2億5,418万円の繰り出しでございます。

なお、財政調整基金、減債基金につきましては、寄附金、利子及び不動産売り払い収入など、2,637万円を積み立てております。

基金の取り崩しにつきましては、当初予算では、財政調整基金5億1,000万円を繰入金の予算として計上していましたが、最終的には財源不足による取り崩しはございませんでした。

財政調整基金、減債基金を合わせましたところの平成29年度末の基金残高は、26億605万円となっております。

今後、多くの公共施設の整備、更新等が控えておりまして、財源の確保が最も懸念されるところでございますが、議員の皆様、町民皆様方の御理解と御協力を今後ともお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議案の提出に合わせまして、財政健全化法に伴います財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を、監査委員の意見をつけまして御報告いたしておりますが、両比率につきましては、昨年度に引き続き、正常の範囲内であることを申し添えておきます。

#### 平成29年度水道事業会計決算について

次に、平成29年度の水道事業決算についてでございます。

平成29年度は、年間を通して見ますと、少雨であったものの、水の安定的な供給ができたと思われます。

平成29年収支は、消費税抜きで、水道事業収益が6億1,073万164円に対しまして、同費用は5億1,970万4,465円でした。

収入面では、主な収入であります給水収益が増加しており、これは人口の増加によるものですが、一方、長引く不況感、節水意識の浸透などマイナス要因により、水需要は人口の増加率に比べて伸び悩みが生じております。費用面では、主に減価償却費が大幅に減少したため、昨年度に対しまして約3,600万円の減となっております。

その結果、当年度純利益9,102万5,699円の黒字決算となりました。今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に供給できますよう努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

#### **小中学校空調設備の整備について**

次に、小中学校の空調設備についてでございます。

空調設置につきましては、これまで3回の一般質問がなされ、そのたびに気温問題だけでなく、環境問題で窓もあけられないような状況になれば設置の必要があるということで答弁してまいりました。

近年の気象状況を考慮して、小中学校普通教室に扇風機を設置し、暑さ対策に取り組んできました。また、特別教室等にエアコンの設置を随時行ってきたところであります。

しかしながら、ことしの異常気象は殺人的な猛暑と報道されるほどであり、気象庁による最高気温は、岐阜県で41度を記録し、1978年から始まった観測史上1位の値となっております。福岡でも、久留米市で39.5度を記録するなど、猛烈な暑さが続いています。愛知県では、小学校1年生の児童が校外活動から戻った後、容態が急変し、熱射病による死亡が発生しております。

このような事態を受け、菅官房長官が某テレビ番組の中で、猛暑に関し、クーラーが設置できていないところは早急に設置しなければならないと述べられ、全国の小中学校のエアコン設置のため、政府補助を検討する考えを示されております。

また、文部科学省統計調査で、公立の小中学校でございますが、エアコン設置率の結果が出され、福岡県では平成24年度設置率28%であったものが、平成27年度調査では69%までになっております、急速にエアコン設置が進んでいることがうかがえます。3年間で約4割増加したことになります。

しかし、30%の小中学校が未設置となっている背景には、財政的な事情によるものが影響しているのではないかと思われます。

当町におきましても、財政事情非常に厳しい状況でありますが、文部科学省交付金補助対象事業として採択されるならば、5校一斉にエアコンを設置したいと考えております。

これにつきましては、須恵町だけではなく、糟屋地区で未設置の篠栗町、久山町、宇美町と4町で検討の結果、足並みをそろえたところで国庫補助採択に向け進めようと意見が一致しまし

て、糟屋地区として文部科学省に要望したところでございます。

先ほどの政府のエアコン設置補助について検討の考え方というところから、早速、学校施設環境改善交付金申請の2次募集があつておあり、平成31年度実施予定、または平成30年度に実施することが可能な地方公共団体について調査が実施されております。

毎年11月に、6月に申請に漏れた地方公共団体に対して追加募集がされておりますが、本年は異例の対応で、申請していない地方公共団体も追加募集の対象となっており、さらに前倒しで8月の申請となっています。

本町も乗りおくれることなく、国の補助を積極的に活用するため、概算ではあります、平成31年度採択のための申請をしております。国庫補助の採択がなければ、この事業の実施は困難であります、採択になれば、すぐに事業を進めることができるよう早急な準備が必要となるため、事業実施に向け、現在調整しているところでございます。

事業の概要は、エアコンの設置教室数が、小学校が116教室、中学校が87教室、合計203教室で、児童生徒が使用する教室に設置する予定です。また、既に設置済みで経年のものについても、入れかえを予定しております。

工事概算額は約3億数千万円となり、多額の費用を投入し、全教室に設置することになるわけでございますが、小中学校空調設備設置工事設計業務委託の補正予算を8月臨時議会において承認いただいており、直ちに実施設計委託の入札を行います。そして、工事請負額を試算することとしております。

この学校施設環境改善交付金は3分の1の補助率となっており、残りの額については地方債を充てたいと考えております。財政調整基金の取り崩しが必要となるため、今後の財政状況が厳しい状況になりますが、須恵町の将来を担う子どもたちの環境保全を考えると、かえがたいものがあると考えております。御理解のほどよろしくお願ひいたします。

#### 西日本豪雨災害に係る支援について

次に、西日本豪雨災害に係る支援についてでございます。

平成30年7月に発生しました西日本豪雨災害におきまして、被災されました方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、本町では、被災されました市町村への人的支援といたしまして、8月8日から16日までの9日間、健康福祉課の女性職員1名を愛媛県宇和島市に派遣し、罹災証明書受け付けなどの住宅支援業務を行つてまいりました。

被害発生から2カ月がたとうとしておりますが、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げますとともに、今後も積極的に支援活動を行つてまいりたいと考えております。

#### 庁舎1階フロアの改修について

最後に、庁舎1階フロアの改修についてでございます。

本庁舎の1階には、住民課、健康福祉課、税務課、出納課が業務を行っておりますが、建設から30年が経年しております、住民目線でわかりやすく、優しい、迷うことなくスムーズに手続ができる窓口を目指し、改修業務を実施いたします。

ユニバーサルデザインを取り入れた窓口のサインやカウンターなどの配置を見直すことで、窓口業務の効率化及び住民サービスの向上を図ってまいります。

詳細につきましては、担当のほうから詳しく全員協議会で御説明申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

---

#### 日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

8番、猪谷繁幸君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。

平成30年8月2日、古賀市役所会議室において、第2回定例会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

日程第5、第4号議案平成30年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）について、歳入歳出の予算補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ315万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,232万8,000円とすることで、原案どおり賛成多数で可決されました。

日程第6、第5号議案平成29年度北筑昇華苑組合会計決算の認定について、歳入総額3億1,499万2,028円、歳出総額2億5,788万6,072円、歳入歳出差し引き額5,710万5,956円。

決算の内容について詳細な説明がなされました。歳入金額の増について質問があり、事務担当者より、2款1項1目使用料1節葬祭場使用料で、火葬件数と待合室使用料の増加と、6款1項1目1節雑入、有価物売却益が大きな要因ですとの説明があり、全員賛成で可決されました。

また、組合長より、現在、駐車場のスペースが厳しい状況なので、駐車場の増設設計を行う旨の報告がありました。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いておりますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会の報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されましたので報告をいたします。

去る8月20日、平成30年第2回定例会が開催されました。

組合長報告ですが、し尿処理施設「酒水園」については、放流水は安定した水質が維持されており、平成29年度の搬入量は1万2,449キロリットルのし尿を処理し、順調に処理業務が行われています。

しかし、施設は昭和57年より稼働し、36年が経過し、老朽化が進んでいる現状で、点検、維持補修を繰り返しながら延命化対策を図っています。

クリーンパークわかすぎの運営・管理については、RDF施設及びリサイクルプラザ、両施設とも順調に稼働しており、RDF施設においては、平成29年度1年間で約4万1,907トンの可燃ごみを処理し、約2万4,100トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出しました。

リサイクルプラザでは、約2,620トンの不燃・粗大ごみを処理しており、そのうち有価物として、アルミ缶・スチール缶合わせて145トン、ペットボトル183トン、破碎鉄・2級鉄・アルミ缶等399トンを搬出し、約3,929万円の売却益が出ています。

大牟田リサイクル発電関連については、去る6月28日、株主総会が行われ、報告事項として、当期の経営面でRDF処理委託料収入が前期より増加したのに、売電収益及び売上高が減少したのは、買い取り価格の高いバイオマス発電の売電量の減少によるものである。結果、当期純利益は前期比1億1,238万2,000円減の1億3,943万9,000円の計上となり、繰越利益剰余金は9億4,266万4,000円となっています。

事業延長に関する地元対策事業については、平成28年度から平成30年度までの3年間で行うこととなっており、平成29年度は、旧ダイフク跡地廃棄物撤去作業や井堰改修工事等に1億957万8,880円の周辺環境整備を行い、平成30年度で事業終了すると報告がっております。

続きまして、議案第6号、お手元にありますタブレットをごらんください。

平成29年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額21億9,519万6,650円、歳出総額19億8,549万7,872円で、歳入歳出差し引き残高は2億969万8,778円で、須恵町の分担金は4億2,858万9,000円、3町分担金総額の30.4%となっています。全員賛成で可決しています。

議案第7号平成30年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入のみの補正で、前年度繰越金の確定に伴う構成町3町分担金の減額、志免町、宇美町、2町の受託事業収入の減額となっており、須恵町負担金については、5,111万1,000円の減額となっています。全員賛成で可決しています。

以上です。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。9番、田原重美君。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成30年8月28日に、粕屋南部消防本部において、第3回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第11号粕屋南部消防組合例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定については、消防組合例規集の精査業務を行い、条例に用いる用字・用語等について、国法に準じた取り扱いをすることから、期限つきの条例を制定することにより所要の整備を図るもので、全員賛成で可決しました。

議案第12号、契約については、粕屋南部消防組合中部消防署庁舎及び糟屋郡自治会館の合同庁舎の改修工事で、契約の方法、指名競争入札、契約金額、8,953万2,000円、契約の相手方、株式会社飯田工務店代表取締役小山田義人氏となっており、全員賛成で可決しました。

議案第13号平成29年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書で、収入総額23億5,705万4,708円、歳出総額23億3,427万5,165円、歳入歳出差し引き額2,277万9,543円、実質収支も同額となっており、全員賛成で認定しました。

議案第14号平成29年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書で、歳入総額5,233万9,518円、歳出総額3,695万2,102円、歳入歳出差し引き額1,538万7,416円、実質収支も同額となっており、公債費の支出額830円についての質問があり、毎年12月から翌年2月の間に普通預金の残高が減少するため、職員給与支払いのための一時借入金の利子であるとの回答で、残高の減少は、収入時期がおくれる12月から翌年2月までのインフルエンザ患者による使用料で解消されるということです。以上、全員賛成で認定しました。

一般質問では、宇美町の小林征男氏が、はしご車のオーバーホールで、安全基準と整備内容についての質問があり、ポンプ車の販売業者に点検を出しており、1回目は7年後、2回目は5年後、3回目は5年後、最後は平成35年まで部品交換ができるように契約しているとのこと。な

お、はしご車の交換期限は、大体20年となっているとの回答です。

また、はしご車の更新で、車種、整備の方法についての質問では、はしご車は15階建てのベランダまで届く40メートルの高さまで、15メートル以上の建物が10戸以上ある地域に最低1台は必要であり、緊急出動で20分くらいで到着しなければならない。はしご車のワイヤロープは4年から7年、または1,000時間使用で交換が義務づけられている。ポンプの整備は、ポンプを買ったメーカーでの整備が必要であるとの回答でした。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。12番、三上政義君。

○議員（12番 三上 政義） 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告をさせていただきます。

平成30年8月30日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第2回定例会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

議案第6号平成30年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正（第1号）予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,136万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,448万円とするものでございます。

主なものは、歳入において、4款2項財産物売り払い収入で、生産物売り払い収入1,755万8,000円の増額。歳出においては、3款1項林業費で、宮若事業区の造林事業委託料3,329万5,000円の増額となっており、全員賛成で可決いたしました。

議案第7号平成29年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額1億1,783万8,865円、歳出総額7,302万5,079円、歳入歳出差し引き額4,481万3,786円となっておりまして、全員賛成で認定いたしました。

議案第8号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合組合長の選挙については、組合長篠崎久義氏の辞任に伴う後任の組合長の選挙で、須恵町の中嶋裕史氏が当選されました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なし

と認めます。

これより、議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第53号から議案第58号の6議案は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決しました。

---

日程第5. 議案第53号

日程第6. 議案第54号

日程第7. 議案第55号

日程第8. 議案第56号

日程第9. 議案第57号

日程第10. 議案第58号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第53号平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第54号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第55号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第56号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第57号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第58号平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉会計管理者。

○会計管理者（今泉 俊裕） おはようございます。それでは、議案第53号から議案第57号までの平成29年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明申し上げます。

なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いいたします。

また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月17日から7月30日まで実施されまして、意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等、後ほど御参考いただきたいと思います。

初めに、議案第53号平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、別冊の平成29年度須恵町歳入歳出決算書をお願いいたします。決算書の2ページ、3ページでございます。歳入の主な構成比を申し上げてまいります。1款町税は歳入全体の33.3%、6款地方消費

税交付金 5.3%、9 款地方交付税 22.0%。次の 4 ページ、5 ページの 13 款国庫支出金 11.4%、14 款県支出金 8.6%、17 款繰越金 3.6%、20 款町債 7.5% で、収入済額合計の予算現額に対する収入率は 100.1%、調定額に対する収入率は 98.3% となっております。

次に、6 ページ、7 ページの歳出でございます。

歳出の主な構成比を申し上げます。2 款総務費は歳出全体の 10.9%、3 款民生費 41.3%、4 款衛生費 11.0%、8 款土木費 7.8%。次の 8 ページ、9 ページに移りまして、9 款消防費 4.9%、10 款教育費 12.9%、12 款公債費 6.6% となっております。支出済額合計の予算現額に対する執行率は 96.2% です。

次の 10 ページでございます。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 88 億 4,149 万 9,620 円に対して、歳出総額 85 億 183 万 5,156 円で、歳入歳出差引額、形式収支は 3 億 3,966 万 4,464 円で、実質収支額も同額です。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は 8,036 万 6,824 円の黒字ですが、これになお黒字要素の財政調整基金への積立額 2,608 万 2,060 円を加え、赤字要素であります財政調整基金からの取り崩し額 277 万 7,060 円を差し引いた実質単年度収支も、1 億 367 万 1,824 円の黒字となってございます。

次に、議案第 54 号平成 29 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。182 ページ、183 ページをお開きください。

一番下の欄の歳入合計欄の収入済額合計の予算に対する収入率は 100.1%、調定額に対する収入率は 92.5%。

次の 184 ページ、185 ページ、歳出でございますが、これも一番下の欄の歳出合計欄の支出済額合計の予算に対する執行率は、ほぼ 100% となっております。

次の 186 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 36 億 2,805 万 6,793 円に対して、歳出総額 36 億 2,264 万 184 円で、歳入歳出差引額は 541 万 6,609 円となり、実質収支額も同額です。

これを単年度収支で見ますと、76 万 1,231 円の黒字でございますが、これになお黒字要素の前年度分の国庫負担金等の返還金 3,818 万 6,176 円を加え、逆に赤字要素であります法定繰入金以外の一般会計からの赤字補填繰入金 7,700 万 円を差し引いた実質単年度収支は、3,805 万 2,593 円の赤字となっています。

次に、議案第 55 号平成 29 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

でございます。214、215ページをお開きください。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.7%、調定に対する収入率は98.7%。

次の216、217ページ、歳出でございます。

支出済額合計の予算に対する執行率は95.8%となっております。

次の218ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3億2,234万9,639円に対して、歳出総額3億651万354円で、歳入歳出差引額は1,583万9,285円、実質収支額も同額でございます。

次に、議案第56号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。232、233ページをお開きください。

収入済額合計の予算に対する収入率は95.7%、調定に対する収入率は98.8%。

次の234、235ページをお願いいたします。

支出済額合計の予算現額に対する執行率は94.6%ですが、予算現額から翌年度への繰越額5,500万円を除いた執行率は95.5%となっております。翌年度へ繰り越す額の内容は、公共下水道事業管渠築造工事であります。

次の236ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額10億5,443万8,306円に対して、歳出総額10億4,180万6,413円で、歳入歳出差引額、形式収支は1,263万1,893円です。この形式収支から、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2) 繰越明許費繰越額550万円を差し引いた実質収支額は713万1,893円となっております。

最後に、議案第57号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。254ページ、255ページをお願いいたします。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.7%、調定に対する収入率は99.7%でございます。

次の256ページ、257ページをお願いいたします。

歳出でございますが、支出済額合計の予算に対する執行率は96.9%となっております。

次の258ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,926万4,449円に対して、歳出総額7,628万3,584円で、歳入歳出差引額は298万865円、実質収支額も同額です。

以上であります。

○議長（三角 良人） 次に、世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。

それでは、議案第58号平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度須恵町水道事業会計決算書を別冊のとおり監査委員の意見を付して認定に付するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成29年度水道事業会計決算書で説明させていただきます。1ページ、2ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町水道事業決算報告書でございます。

なお、以下、消費税込みの決算額を述べさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出のうち収入は第1款水道事業収益、2ページの2列目で、決算額6億5,727万376円、前年度比1.8%の増でございます。主なものは、給水収益及び手数料の増でございます。

次に、支出は第1款水道事業費用、2ページの3列目で、決算額5億3,997万7,941円、前年度比6.1%の減でございます。主なものは、減価償却費の減でございます。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出のうち収入は第1款資本的収入、4ページの3列目で、決算額2億1,171万5,560円、前年度比83.1%の増でございます。これは、下水道工事に伴う工事負担金、国庫補助事業に伴う国庫補助金及び企業債の増でございます。

次に、支出は第1款資本的支出、4ページの2列目で、決算額3億4,237万8,648円、前年度比20.3%の増でございます。これは、国庫補助事業である佐谷・立毛地区緊急管路改善事業及び緊急時用連絡管事業に伴う工事請負費の増でございます。

3ページの下段です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,066万3,088円は、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第53号から議案第58号については、議長、監査委員を除く12人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第58号は決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

なお、正副委員長については、調整がでておりますので、報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時5分  
といいたします。休憩に入ります。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第11. 議案第59号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第59号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更  
及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。小林健康福祉課理事。

○健康福祉課理事兼課長（小林はつみ） おはようございます。

1ページでございます。議案第59号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡  
県介護保険広域連合規約の変更についてでございます。

提案理由といたしまして、介護保険法の一部改正により、県から保険者へ指定権限が移譲され  
たことに伴い、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更する必要が生じたもの、あわせて  
福岡県介護保険広域連合の執行機関等の組織の見直しに伴い、福岡県介護保険広域連合の規約を  
変更する必要が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもの  
でございます。

規約の変更につきましては、2点の変更がございます。

1点目は、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が、都道府県から市町村  
へ移譲されたことに伴い、新旧対照表3ページをお願いします。

改正後、第4条第4項及び関連する4ページの別表第2の広域連合の処理する事務に、「指定  
居宅介護支援事業者に関する事務」を追加するものでございます。

なお、別表第2については、文言の整理をあわせて行っております。

続きまして、2点目です。広域連合の副広域連合長を常勤から非常勤の副広域連合長に変更す  
るため、副広域連合長の選任等の規定を変更するものでございます。

新旧対照表3ページをお願いします。

改正後、第11条第1項では、執行機関の人数を現状に合わせ、支部長の人数を8人と明記し、  
広域連合長及び副広域連合長については支部長と兼務するとし、同条第2項では、副広域連合長

の職務は広域連合長の職務を代理するとし、第12条第4項では、副広域連合長の選任は関係市町村の長のうちから選任するとし、第13条では、副広域連合長の任期は関係市町村の長としての任期によると規定しております。

2ページに戻っていただいて、附則で、この規約は平成30年11月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第59号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第12. 議案第60号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第60号須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第60号須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定についてでございます。この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。災害時における初期防災活動等を行う自主防災組織の結成促進並びに育成及び活動支援を行い、地域防災力の向上を図るため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

この条例は、各行政区に自主防災組織を設置していただき、地域の防災力の向上を図るため制定するものです。

第1条で制定の目的を、第2条で、この条例内の用語の意義を自主防災組織及び災害について定めております。第3条、第4条で町長及び町民の責務を、第5条で自主防災組織の事業に対する町からの助成について、第6条で自主防災組織の結成・育成に関する町からの指導及び助言について示しております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第60号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第13. 議案第61号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第61号須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第61号須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてでございます。この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。須恵町地域防災計画に定めるところによる災害時の円滑かつ迅速な避難支援等関係者による避難行動要支援者に対する非難支援等の実施を支援するため、基礎となる名簿を作成し、避難支援等関係者へ提供して避難行動要支援者を災害から守り、安全を確保するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

第1条で制定の目的を、第2条で、この条例内の用語の意義を、第1号で避難行動要支援者、第2号で避難支援等、第3号で避難支援等関係者について定めております。第3条では、避難行動要支援者の範囲を掲げ、第4条で避難行動要支援者に避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成について、同2項で名簿に掲げる事項を示しております。

3ページで、第5条で、名簿情報の提供は本人の同意を得なければならないとし、第6条で、町長は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難支援等関係者に対して必要な限度で、前条の規定にかかわらず、避難行動要支援者全員の名簿情報を提供することができるとしております。

第7条で、名簿情報を提供するときは、名簿取り扱いに関する協定を締結するとし、第8条で、名簿提供を受けた者の名簿情報の漏えい防止の措置を、第9条で、利用及び提供の制限を定めています。

4ページをお願いします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第61号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 議案第62号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第62号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） それでは、1ページをお願いいたします。

議案第62号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページは、改め文となっております。新旧対照表で説明をいたします。3ページをお願いいたします。

第15条第1項第2号の改正になります。改正の内容といたしまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第3条、ここで言います認定こども園法第3条になりますが、これに2項が追加されたことによりまして、条例第15条中の引用しているところの項ずれが生じたため、改正前、同条第9項を同条第11項に改めるものでございます。

戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第62号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第15. 議案第63号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） では、1ページをお願いいたします。

議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月27日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じましたので提案するものでございます。

次のページ、2ページ、3ページが、条例の改正文となっております。新旧対照表で説明をいたします。4ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、家庭的保育事業者の連携施設の確保が困難な場合の緩和措置と、食事の提供に関して自園で調理ができない場合、市町村が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とする緩和措置のための改正となっております。

第5条では、第6条において、項を追加することによる改めとなります。

第6条では、改正に合わせまして、文言の修正を行っております。

次に、4ページから5ページにかけてになりますが、第6条の主な改正についてです。家庭的保育事業者は、家庭的保育事業の終了後には、満3歳以上の児童に必要な教育・保育が継続的に提供されるよう連携施設を確保しなければならないとしていますが、連携施設の確保が著しく困難な場合、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行うものを連携施設とすることができるとしたものでございます。

次に、第16条の改正です。家庭的保育事業者は、食事を提供する場合、事業所内で調理する方法により行わなければならないとしており、また、調理搬入の場合は、搬入できる施設を限定しております。これを保育所等受託調理業者を認めることとし、外部搬入を可能とするものでございます。

第45条では、第6条の項の追加による改めとなります。

6ページになります。附則の第2条第2項は、自園調理施設を持たない施設について、10年

間の緩和措置をとることができるとしたるものでございます。

戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第63号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第16. 議案第64号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） それでは、1ページをお願いいたします。

議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

次の2ページは改正文となります。

新旧対照表をお願いいたします。3ページになります。

今回の改正につきましては、第10条関係で、学校教諭となる資格を有する者を支援員の基礎資格と規定しているところであります、教員免許状を更新していない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするための改正となります。

また、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大する改正により、5年以上の放課後児童健全育成事業従事者で町長が適当と認める者を新設するものでございます。

戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

りませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第64号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第17. 議案第65号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第65号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第65号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について、須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。

住所、[REDACTED]、氏名、貝原雅俊、生年月日、[REDACTED]、[REDACTED]

任期は30年10月1日から33年9月30日でございます。

提案理由といたしましては、評価委員である貝原雅俊氏が平成30年9月30日をもって任期満了のため、その後任を選任するもので、再任という形でお願いしたいということで上げております。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第65号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり可決し、同意することに決しました。

---

#### 日程第18. 議案第66号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第66号自治功労者の推戴についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第66号自治功労者の推戴についてでございます。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、[REDACTED]、氏名、中嶋裕史氏、生年月日、[REDACTED]  
[REDACTED]。

提案理由として、自治功労者推戴の基準に達しておりますので、そして、皆さん御存じのとおり、本年4月まで4期16年務められた町長でございますので、今回推戴するものでございます。  
以上でございます。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第66号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号自治功労者の推戴についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第19. 議案第67号

○議長（三角 良人） 日程第19、議案第67号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第67号須恵町教育委員会委員の任命について、須恵町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。

住所、[REDACTED]、氏名、印藤早苗氏、生年月日、[REDACTED]  
[REDACTED]。任期は、平成30年10月1日から平成34年9月30日まででございます。

提案理由といたしましては、印藤早苗氏の任期が9月30日をもって任期満了のため、その後任として再任をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第67号須恵町教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決し、同意することに決しました。

---

#### 日程第20. 議案第68号

○議長（三角 良人） 日程第20、議案第68号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第68号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,757万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億3,609万2,000円とするものです。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。第2条で地方債の追加・変更は、第2表地方債補正とし、第3条で債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いします。

まず、歳入からです。

13款国庫支出金2項国庫補助金696万6,000円の増額補正は、社会資本整備総合交付金685万4,000円の増額補正が主なもので、道路改良工事の補助金採択率が上がったことによるものです。

14款県支出金2項県補助金1,094万3,000円の増額補正は、ため池改修工事の補助金、農村環境整備事業費県補助金900万円の増額、荒廃森林整備事業費県補助金165万8,000円の増額補正が主ものです。

16款寄附金は、篤志寄附金として、宝満堂様から御寄附をいただいておりすることと、ふるさと応援寄附金2,218万円をネットPR拡充の成果として増額補正をしております。

18款繰越金6,196万9,000円は、全額前年度繰越金です。これは29年度決算実質収支額3億3,966万円から、補正財源として一部計上する補正でございます。

20款町債は、庁舎の非常用電源設備等整備事業、1階窓口改修事業に伴う起債3,380万円、及び道路改良事業債610万円です。

続いて、3ページ、歳出です。

2款総務費1項総務管理費6,463万9,000円の増額補正は、庁舎1階窓口改修業務委託料3,200万円と、ふるさと応援寄附金に係る報償費、委託料ほかで、計1,163万4,000円が主なものです。

3款民生費1項社会福祉費595万7,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金435万7,000円と、包括支援センター移設に伴う福祉センター改修工事設計管理業務委託102万円の増額補正が主なものです。

6款農林水産業費1項農業費3,280万円の増額補正は、新屋敷井堰ワイヤーロープ取替工事請負費と、市場ため池法面改修等の工事請負費です。

8款土木費2項道路橋梁費1,900万円の増額補正は、補助金の採択率増のため、一番田地区の道路改良工事請負費を追加したことによるものです。

9款1項消防費576万円の増額補正は、新生分団格納庫のトイレ改修工事に伴う補助金と、7月の西日本豪雨時の費用を含めて新規に災害対策費を計上したことによるものです。

10款教育費5項社会教育費992万5,000円の増額補正は、各行政区から要望があった公民館の空調設備の更新等の費用として、類似公民館等施設整備費補助金を689万4,000円計上したものが主なものです。

続いて、4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、1、追加、庁舎非常用電源設備等整備事業債、限度額500万円、庁舎1階窓口改修事業債、限度額2,880万円、どちらも起債の方法は証書借り入れです。2、変更、道路改良事業債、限度額を2,380万円から2,990万円に変更するものです。

5ページ、第3表債務負担行為補正、1、追加、庁舎非常用電源設備等改修工事設計管理業務委託料、限度額800万円、福祉センター改修工事設計管理業務委託、限度額140万円、子ども・子育て支援計画策定業務委託、限度額300万円を追加し、いずれも期間は平成30年度から平成31年度までしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第68号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

---

## 日程第21. 議案第69号

○議長（三角 良人） 日程第21、議案第69号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第69号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊、平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ758万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億3,856万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

4款1項県補助金、特別調整交付金の追加によります27万円の増額補正です。

5款1項他会計繰入金につきましては、次に説明いたします歳出予算補正によりまして、不足分の190万3,000円を増額するものです。

6款1項繰越金541万5,000円は、前年度の繰越金でございます。

続いて、3ページ、歳出になります。

1款1項総務管理費につきましては、国保連合会事業状況報告支援システム改修委託料の27万円の増額補正です。

8款1項償還金及び還付加算金につきましては、療養給付費等交付金の返還金の731万8,000円の増額補正でございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第69号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第22. 議案第70号

○議長（三角 良人） 日程第22、議案第70号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第70号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ245万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,845万4,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は次のページ、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。今回の補正は、職員人事異動に伴い、不足する人件費に関連する補正を行っております。

次の2ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項他会計繰入金は、一般会計から人件費分の事務費繰入金245万4,000円の増額補正を行っております。

次に、歳出です。3ページです。

1款1項総務管理費、職員人件費245万4,000円を増額補正しております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第70号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第23. 報告第2号

○議長（三角 良人）　日程第23、報告第2号平成29年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛）　議案書の1ページをお願いいたします。

報告第2号平成29年度須恵町健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

この法律は、各自治体が財政の健全性に関する比率を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生を図ることを目的にしております。

次のページ、2ページをお願いいたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計を対象とした及び特別会計を含めた町全体の会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。どちらも赤字がありませんので、ハイフンの記号で表示をしております。

実質公債費比率とは、一般会計が負担する元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3年間の平均値でございますが、ことしは7.6%、前年度が7.4%でしたので、0.2ポイント上がりました。ポイントでいえば、悪くなったということです。

これは一般会計から特別会計の繰入金のうち、公営企業債の償還に充てた額が増加したことによるものです。この比率の早期健全化比率は25%ですので、須恵町は健全段階にあると言えます。

次の将来負担比率は、公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率です。49.4%でございます。こちらのほうは、前年度が42.6%でしたので、6.8ポイント上昇いたしました。

これは、地方債の現在高の増と、一般会計から特別会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てた額が増加したことによるものです。この比率の早期健全化基準は350%でございますので、これも須恵町は健全段階と言えます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査をしていただきましたところ、以上の比率について適正であるという旨の御意見をいただいております。

以上、報告いたします。

○議長（三角 良人）　報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

○議長（三角 良人） 日程第24、報告第3号平成29年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、1ページ目をお願いいたします。

報告第3号平成29年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

平成29年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

次ページをお願いいたします。

1、平成29年度公営企業の資金不足比率でございます。特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、3会計につきまして、資金不足比率には該当いたしませんので報告いたします。

○議長（三角 良人） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

---

#### 日程第25. 諒問第1号

○議長（三角 良人） 日程第25、諒問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求める。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諒問第1号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会の意見を求めるものであります。

住所、[REDACTED]、氏名、東郷行美、生年月日、[REDACTED]  
[REDACTED]。任期、平成31年1月1日から平成33年12月31日でございます。

提案理由につきましては、今回提案しております東郷行美氏が30年12月31日をもって任期満了となるため、その後任として再任をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり可決し、賛成することに決しました。

---

#### 日程第26. 諮問第2号

○議長（三角 良人） 日程第26、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問第2号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会の意見を求めるものであります。住所、[REDACTED]、氏名、大塚信夫氏、生年月日、[REDACTED]、[REDACTED]、64歳。任期につきましては、平成31年1月1日から平成33年12月31日まででございます。

提案理由といたしましては、人権擁護委員、今泉守正氏が平成30年12月31日をもって任期満了となるため、その後任を推薦するために提案するものでございます。

次ページに経歴載せておりますが、大塚氏はもともと役場職員で、平成27年の3月に定年退職を迎えており、人物についても申し分ございませんので、今回お諮りするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり可決し、賛成することに決しました。

---

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月10日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時55分散会